

令和5年度 吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業

災害時等に倒壊した場合、道路に影響を及ぼすおそれのある老朽化して危険な空き家（住家）・空き建築物（非住家）の除却を促進し、地域の防災性向上を図るため、その除却（解体工事）に要する費用に対して助成を行います。

【対象となる建物の条件】

- ・現在使用されておらず、今後も使用する見込みのない空き家・空き建築物で、倒壊すれば道路をふさぐおそれのあるもの。
- ・市が行う「空き家等の不良度判定」において、評点が100点以上であるもの。
- ・倒壊の危険性がある建物として、市の是正指導を受けたもの。

【対象者】

- ・建物の所有者、またはその建物の管理について権限を有する方で、市税の滞納がない方。

【主な補助要件】

- ・吉野川市内に本店、支店等の事業所を有する解体工事業の許可業者等と工事請負契約を締結してください。
- ・直近の3月31日までに工事を完了し、事業完了報告書を提出してください。
- ・空き家については、除却後の跡地管理人を指定し市に届けるとともに、雑草の繁茂や廃棄物の投棄がないよう適正に管理をしてください。
- ・空き建築物（倉庫等）については、跡地を地域活性化のために有効利用するものでなければなりません。

【補助対象経費】

- ・補助対象となる経費は、建物本体の解体工事・処分に要する経費とします。家財道具や機械、車両等の処分に係る費用及び整地に係る砕石等の材料費は対象としません。

【補助金の額】

- ・補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満は切り捨て）の額で、限度額は80万円です。

【提出書類】

- ・建物の現況調査を行いますので、まずは事前調査申込書を提出してください。

【注意事項】

- ・建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。
- ・建物を除却する場合は、「建築物除却届」「建設リサイクル法による届」を県へ提出しなければなりません。

※申し込み期間は、令和5年5月初旬～12月末まで
（ただし、枠が埋まり次第に終了となります。）

【お問い合わせ】 吉野川市役所 建築営繕室 0883-22-2224